

☆「思想と信教の自由」を一緒に考えよう！

◆二月一日は「建国記念の日」と政府は定めています。この日はかつて、最初の天皇の神武天皇が即位をした「紀元節」とされてきました。太平洋戦争以後、紀元節は廃止されます。しかし政府は一九六六年、この日を「建国記念の日」としました。そこには「日本という国は、天皇が即位した日に建国された」という神話を国民に思い起こさせる意図を思わざるを得ません。日本国憲法は、第一九条、第二〇条でこう言います。「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」。「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。如何なる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」。政府はこの憲法に規制されて存在します。ですから天皇を神格化することを、国が認めるかのように政治を進めることは許されません。

◆にもかかわらず、今日様々な公的機関や国家行事における神道祭儀が行われていきます。そのことに対して「信教の自由」を訴えた裁判の多くが敗訴しています。なぜなのでしょう。それは「神道は宗教ではなく文化であり、憲法の定める信教の自由に抵触しない」と解釈されるからです。太平洋戦争以前、明治政府は神道を宗教とするよりも、むしろ宗教より上位の習俗的行為と位置づけて、国民に神道を受け止めるように政策を進めました。大日本帝国憲法において神道は、国の「安寧秩序」の為に保たれる「非宗教的な国家的儀式」とされ、守るよう定められました。戦後の日本国憲法において「信教の自由」が定められますが、しかしそれでも、国家行事において神道祭儀が行われてしまうのは、神道は宗教より上位の習俗的行為、文化であるとする思想が、今日においてなお、残り続けているからです。

◆しかし、このことを理由にして、二月一日を「建国記念の日」という国の祝日にすると言うならば、やはりそれは許されないと私たちは訴えます。このことは憲法が保障する、国民の誰もが、自由にものを考え、何を信じ、何を信じないかを、自由に決めることが出来る、その「基本的人権」を侵害する、憲法違反です。

◆私たちの思想と信教の自由、その基本的人権は、国家権力によって奪われてはなりません。共に考え、戦いましょう。憲法第九七条は言います。「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」。私たちの自由、基本的人権の保障は、過去から現在まで、絶え間なく繰り返された人類の自由獲得の努力の成果です。二月一日、この日を私たちは「思想と信教の自由を守る日」であると、改めて捉え直して、皆さんと一緒に「思想と信教の自由」について考えたいと願っています。

二〇二五年二月九日（日）護憲平和行進（通算六九六回目）

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中央区紺屋町三〇一―一五

★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

☆2・11 思想と信教の自由を守る集会・講演会のおしらせ

日時・場所 二月一日（火・休）午後2時より、地域情報センター（中央区）

講演演題 「現代におけるジャーナリズム」

講師 岡本厚先生（ジャーナリスト）、岩波書店元代表取締役、元『世界』編集長）

日本国憲法

第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第十九条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第九十七条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。